

令和6年度 小松市立第一小学校節水器具導入業務(物品)プロポーザル審査会要領

(設置)

第1条 小松市立第一小学校節水器具導入業務の契約相手方の決定にあたり、プロポーザル方式による当該業務の履行に最も適する者の特定を適正に行うため、小松市立第一小学校節水器具導入業務(物品)プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会が所掌する事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実施要領、審査方法、審査項目及び評価基準の確認に関する事項
- (2) 企画提案書等の審査に関する事項
- (3) 受託候補者の特定に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員として、これを組織する。

2 委員の任期は、受託候補者を特定した日までとする。

(委員の責務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委員は、当該プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。

(会議)

第5条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 審査会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審査会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、教育委員会事務局 教育庶務課で処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月31日から施行し、当該業務の契約の締結の日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

小松市立第一小学校節水器具導入業務(物品)
プロポーザル審査会 委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名
小松市まちづくり市民財団管理局 局長	山上 茂
能美市土木部上下水道課 課長	増田 光孝
小松市都市創造部 担当部長	紺谷 一直
小松市教育委員会事務局 局長	長谷川 巖